

「第 6 次宇都宮市障がい者福祉プラン」
「第 7 期宇都宮市障がい福祉サービス計画・
第 3 期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」

策定に係る提言（案）

令和 6 年 2 月 日

宇都宮市社会福祉審議会

1 提言にあたって

本審議会は、市が「障害者基本法」第11条第3項に基づく「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン（以下「第6次プラン」という。）」及び、「障害者総合支援法」第88条第1項及び「児童福祉法」第33条の20に基づく「第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画（以下「第7期サービス計画」という。）・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画（以下「第3期障がい児計画」という。）」を策定するにあたり、総合的かつ専門的な見地から意見を提言するものである。

本審議会は、障がい者福祉専門分科会において、令和5年8月28日の第1回会議以降、3回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきた。

障がい者を取り巻く社会環境の変化として、国においては、「医療的ケア児支援法」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行により、増加する医療的ケア児への支援の充実や障がい者の情報アクセシビリティの向上等が図られているところであり、更には、「改正障害者差別解消法」の施行が予定されていることから、障がい者への一層の理解促進が期待される。また、市においては、栃木県で開催された全国障害者スポーツ大会のレガシー継承やLRT開業による公共交通の充実等に伴う社会参加活動の促進が求められているところである。

このような社会環境の変化を捉えながら、市においては、障がい者一人ひとりが個人として尊重され、真の意味で社会の一員として暮らすことができ、様々な人と共に支え合いながら、生きていくことの喜びを分かち合える地域共生社会の実現に向けた取組を、より一層推進していく必要がある。

本審議会は、このような基本的な認識のもとに、この提言をまとめたところである。

市においては、「第6次プラン」・「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」を策定するにあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画を推進するにあたっては、市民、関係機関及び行政が連携しながら、障がい福祉施策を総合的・計画的に推進していくことを期待するものである。

2 対応すべき課題について

「第5次プラン」においては、「障がいのある人が 住み慣れた地域で いつまでも自分らしく 生き生きと 安心して暮らせる 共生社会の実現」を基本理念に掲げ、これまで様々な障がい福祉施策を推進するとともに、「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」においては、国の基本指針に基づき、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の計画的かつ安定的な確保に努めてきたところである。

「第6次プラン」・「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」を策定するにあたっては、「第5次プラン」・「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」の評価から導き出された課題や、法改正等の障がい者を取り巻く社会環境の変化、障がい者手帳所持者・障がい福祉サービス等の利用者及び障がい福祉サービス等の提供を行っている事業所を対象として実施したアンケート調査の結果、関係団体との意見交換会で把握した課題などを的確に捉え、計画に反映させる必要がある。

(1) 障がい者の社会的自立の促進について

- ・ 企業と障がい者が就労に係る相互理解を図る取組の充実が必要
- ・ 経済的自立に向け、一層、工賃向上のための支援の充実が必要
- ・ 豊かな生活が送れるよう文化芸術活動・スポーツなど社会参加の促進が必要
- ・ 余暇活動や社会参加ができるよう更なる外出支援の充実が必要

(2) 障がい者の地域生活支援の充実について

- ・ 緊急時等に対応できる相談体制の更なる充実が必要
- ・ サービスの利用実績を踏まえた提供体制の充実が必要
- ・ 親なき後を見据えた支援について、障がいの重度化・高齢化に対応した住まいの場の確保や相談体制の充実など、地域で自立した生活に向けた支援が必要
- ・ 障がいの早期発見・早期療育が必要
- ・ 切れ目ない支援の充実が必要
- ・ 医療的ケア児の受け入れ体制の充実が必要
- ・ 精神障がい者の地域移行を進める取組の強化が必要

(3) 障がい者への理解や配慮の促進について

- ・ 障がいの有無に関わらず、同一内容の情報を同一時点で得られるよう、デジタル活用等による情報アクセシビリティの向上を図ることが必要
- ・ 民間事業者における合理的配慮の提供の促進が必要
- ・ 障がいへの理解を一層深めることができるよう幼少期からの障がいへの理解促進が必要
- ・ 人権が守られるよう権利擁護の取組・体制の充実が必要
- ・ 災害時において、適切な避難や安心した避難生活が送れるよう災害対策の充実が必要

3 計画に対する審議会からの意見

【第6次プラン】

第6次プランについては、基本理念の実現に向け、2に記載した課題に的確に対応した施策・事業の展開を図るため、計画の柱となる目標を設定するとともに、次のことについて計画的に推進する必要がある。

(1) 自分らしく生き生きと自立して暮らせる社会の実現【基本目標1】

- ・ 自らの能力を最大限発揮し、自己実現ができるよう、企業と障がい者が就労に係る相互理解を図る取組や経済的自立に向けた工賃向上への支援など就労支援の充実を図る必要がある。
- ・ 障がい者が社会を構成する一員として、より充実した社会生活を送れるよう、文化芸術・スポーツ活動の機会の創出など社会参加を推進するとともに、障がいの特性に応じた移動支援の充実や移動しやすい環境の整備など外出・移動支援の充実を図る必要がある。

(2) 乳幼児期から生涯にわたり地域で安心して暮らせる社会の実現【基本目標2】

- ・ 乳幼児期から生涯にわたり成長を促し、社会の中で生活していくために、切れ目のない一貫した支援を受けられるよう、関係機関が連携し、発達支援を必要とする子どもの早期発見や早期療養を推進するなど療育の推進を図る必要がある。
- ・ 障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、重度障がい者にも対応したグループホームの設置促進など住まいの場の充実や、それぞれの障がい特性に配慮したきめ細やかな相談支援体制の充実を図るとともに、保健・医療や障がい福祉サービス等の充実を図る必要がある。

(3) 互いに尊重し支え合う暮らしやすい社会の実現【基本目標3】

- ・ 障がい者が個性と人格を尊重され、社会的障壁を感じることなく、地域において適切な配慮がされるよう、幼少期からの障がいへの理解促進や民間事業者による合理的配慮の提供の促進を図るとともに、災害時などの非常時においても助け合いができるよう、地域における支援体制の充実を図る必要がある。
- ・ 障がい者の人権・尊厳が守られるよう、虐待防止の推進や成年後見制度の利用促進など障がい者の権利擁護の充実を図るとともに、障がい者の暮らしやすい社会の実現に向け、情報アクセシビリティの向上や施設等のバリアフリーの推進を図る必要がある。

【第7期サービス計画・第3期障がい児計画】

(1) 目標の設定について

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスについては、国の基本指針や本市の現行計画における取組の進捗状況及び現況等に基づき適切に目標を設定するとともに、目標達成に向けた取組を着実に進める必要がある。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行について

本市の施設入所者の重度化・高齢化の状況を踏まえ、今後、施設に入所する障がい者が、本人や家族の希望のもと、住みたいと思う地域で安心した地域生活を送れるよう、重度の障がい者に対応したグループホームの整備を促進するなど、地域で自立した生活に向けた支援を一層進めていく必要がある。

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築について

近年、増加傾向である精神障がい者が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、精神障がい者の地域移行にあたっては、保健・医療・福祉関係者等が連携して情報共有や意見交換を行うなど、地域移行につなぐための体制強化に係る取組を実施する必要がある。

③ 地域生活支援の充実について

親なき後などを見据え、相談支援や緊急時の受入体制の更なる充実、本人の自立に向けた支援の充実等を図るとともに、整備した地域生活支援体制について、運用状況の検証及び検討を行い、機能充実を図る必要がある。

また、強度行動障がいを有する者の支援体制の整備に向けて、支援ニーズの把握や支援に向けた体制の検討に取り組む必要がある。

④ 福祉施設利用者の一般就労への移行等について

自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関との連携を強化しながら、事業所における一般就労の取組に係る支援の充実を図る必要がある。

⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等について

障がい児が適切な支援を受けられるよう、早期発見・早期療育につなげるための各種相談機能の充実・強化や通所支援事業者の療育の質の維持・向上を図るとともに、重症心身障がい児の受入体制の充実や医療的ケア児等の支援の充実強化に取り組む必要がある。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等について

障がい者が、障がいの種別や個々のニーズに対応したサービスを適切に利用できるよう基幹相談支援センターや障がい者生活支援センター、また、新たに整備され

た保健と福祉のまるごと相談窓口「エールU」などの関係機関と連携しながら、総合的・専門的な相談支援に努める必要がある。

⑦ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築について

障がい福祉サービス等の多様化や事業所の増加に伴い、これまで以上に必要とするサービスを適切に提供することが求められていることから、障がい福祉サービス等の質の向上を図るため、各種研修の実施などに取り組むとともに、事業所における人材の確保や専門性の向上を支援する取組を実施する必要がある。

(2) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス等の見込量の確保について

国の基本指針に基づき、現在の利用者数を基礎として、直近の利用実績、今後の行政の取組などを勘案し、必要となる各サービスの見込量を適切に見込むとともに、その見込量を確保するための方策について着実に取り組む必要がある。

4 計画の推進にあたって留意すべき点について

計画を推進するにあたり、以下の点に留意して取り組むことが必要である。

- ・ 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市・事業所・福祉団体・地域団体や医療、教育、雇用等の関係者が、適切な役割分担のもと、連携を強化し、事業を推進すること
- ・ 障がい福祉サービス等は、障がい者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであることから、サービス事業所等と連携しながら、安定的かつ継続的なサービス提供の確保に努めること。
- ・ 計画の周知・啓発にあたっては、市民にわかりやすい方法で情報提供することはもとより、障がい者に対しては、障がい特性に応じた情報提供に努めること。
- ・ 計画を着実に推進するために、PDCAサイクルに基づき、定期的に分析及び評価を行うこと。なお、施策・事業等の評価にあたっては、進捗等を適切に評価できるよう、評価基準を明確にし、行うとともに、その結果については、当審議会に報告し、必要に応じて計画の修正や見直しを行うこと。

結びに、本審議会は、障がい者の個性と人格が尊重され、自らの能力を発揮し自己実現を図りながら、生涯にわたって日常生活や社会生活が安心して豊かなものとなるよう、市が計画を着実に推進し、「障がいのある人もない人も共に支えあう地域共生社会」が実現することを期待する。

【参考】

1 社会福祉審議会開催経過

【全体会】

回	開催日	審議内容
第1回	令和5年7月13日	<ul style="list-style-type: none">・委員改選に伴う委員長等の選出について・令和5年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について
第2回	令和6年2月15日 (予定)	<ul style="list-style-type: none">・令和5年度専門分科会の調査審議結果について・令和6年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

【障がい者福祉専門分科会】

回	開催日	審議内容
第1回	令和5年8月28日	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の策定について・障がい者・児を取り巻く社会環境の変化及びニーズ調査結果等の概要について・第5次宇都宮市障がい者福祉プランの進捗状況について・第6期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第2期宇都宮市障がい児福祉サービス計画の進捗状況について・課題の総括について・障がい者福祉プランの基本理念(案)と基本目標(案)及び障がい福祉サービス計画・障がい児福祉サービス計画の目標設定について
第2回	令和5年12月19日	<ul style="list-style-type: none">・「(仮称)第6次宇都宮市障がい者福祉プラン」・「(仮称)第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・(仮称)第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」の素案について
第3回	令和6年2月7日	<ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントにおける意見の概要とその対応(案)について・宇都宮市社会福祉審議会からの提言書(案)について・障がい者福祉専門分科会審査部会の活動状況等について

2 宇都宮市社会福祉審議会（障がい者福祉専門分科会）委員名簿

所 属 団 体		氏 名	備 考
市議員	宇都宮市議会議員	福田 久美子	
社会福祉事業従事者	宇都宮市民生委員児童委員協議会	福田 敏子	
	宇都宮市知的障害者育成会	鈴木 勇二	
	宇都宮精神保健福祉会	興野 憲史	
	宇都宮圏域障害者就業・生活支援センター	渡辺 弘一	
	栃木県障害施設・事業協会	中澤 和男	
	宇都宮市障害者福祉会連合会	麦倉 仁巳	会長
学識経験者	宇都宮大学共同教育学部	池本 喜代正	職務代理
	宇都宮市医師会	増山 哲茂	
	宇都宮市歯科医師会	安藤 明秀	
市民代表	公募	郷間 秀美	
	公募	関谷 涼子	

【敬称略】